

京都市地域包括支援センターの円滑な運営について

(京都市地域包括支援センター運営協議会資料)

1 地域包括支援センター事業を委託する法人の変更について 資料7-1 (P.3)

京都市高雄地域包括支援センターの運営を委託している(医)高雄病院から、法人全体の人員確保が困難となったことから、来年度以降、地域包括支援センターを受託できないとの申入れがあったため、委託法人を(福)健光園に変更する。

2 地域包括支援センター体制整備支援策について 資料7-2 (P.5)

地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、次の支援策を実施する。

① 職員体制等

担当圏域の高齢者人口(1号被保険者数)が6,000人を超えるセンターは、3名体制から4名体制とし、委託料を増額(⑩10箇所)

② 介護予防事業に係る普及啓発事業等の委託

介護予防の普及啓発を効率的かつ効果的に実施するため、介護予防普及啓発事業をセンターに委託

③ 人員基準等の規定

専門職の確保に資するため、本市における人員基準等を規定

④ 職員向け法律相談ホットラインの設置

高齢者への支援を実施するに当たり、法律に関するアドバイスや知識を得ることができるよう、弁護士による電話法律相談窓口を設置

3 指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援の一部の委託の取扱いについて 資料7-3 (P.7)

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者について、指定介護予防支援の円滑な実施を図るため、下記の要件を新たに追加する見直しを行う。

○ 住所地特例施設(ケアハウス、有料老人ホーム等)に入所している本市被保険者である要支援者、又は住民票の住所地は本市であるが、他市町村に居住している要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合

○ 同一世帯の要介護者が、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けていて、要支援者に対しても、同一の指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施することが適当であると認められる場合

4 地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の担当件数の目安について **資料7-4**(P.9)

指定介護予防支援については、国が標準担当件数を示していないため、指定介護予防支援の件数が増加する中、地域包括支援センターのその他の業務に支障が生じることが懸念される。よって、本市として適正な担当件数の目安を示し、運営法人における適切な体制整備を促す。

(1) 地域包括支援センター職員3人による担当件数

地域包括支援センター職員3人による指定介護予防支援の担当件数は**標準 100 件**、**上限 120 件**とし、上限を超える場合は、職員の加配又は法人内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に担当させる（当該介護支援専門員に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所を兼務させる）などの措置を採ること。

(2) 地域包括支援センターの加配職員1人当たりの担当件数の目安

地域包括支援センターの加配職員1人（常勤換算方法による）当たりの担当件数は**標準 100 件**、**上限 120 件**とする。

＊ 地域包括支援センター運営状況等について **資料7-参考**(P.11)

地域包括支援センター事業を委託する法人の変更について

1 変更する地域包括支援センター

京都市高雄地域包括支援センター（担当学区：高雄，宇多野，御室，花園）

2 委託法人

医療法人 高雄病院 → 社会福祉法人 健光園

3 変更理由

京都市高雄地域包括支援センターの運営を委託している（医）高雄病院から，昨年12月末に，法人全体の人員確保が困難となったことから，来年度以降，地域包括支援センターを受託できないとの申入れがあった。

法人との協議において現状等を聴取し，継続受託の方向での再検討を打診したが，最終的に法人の方針として受託は困難という回答を得た。

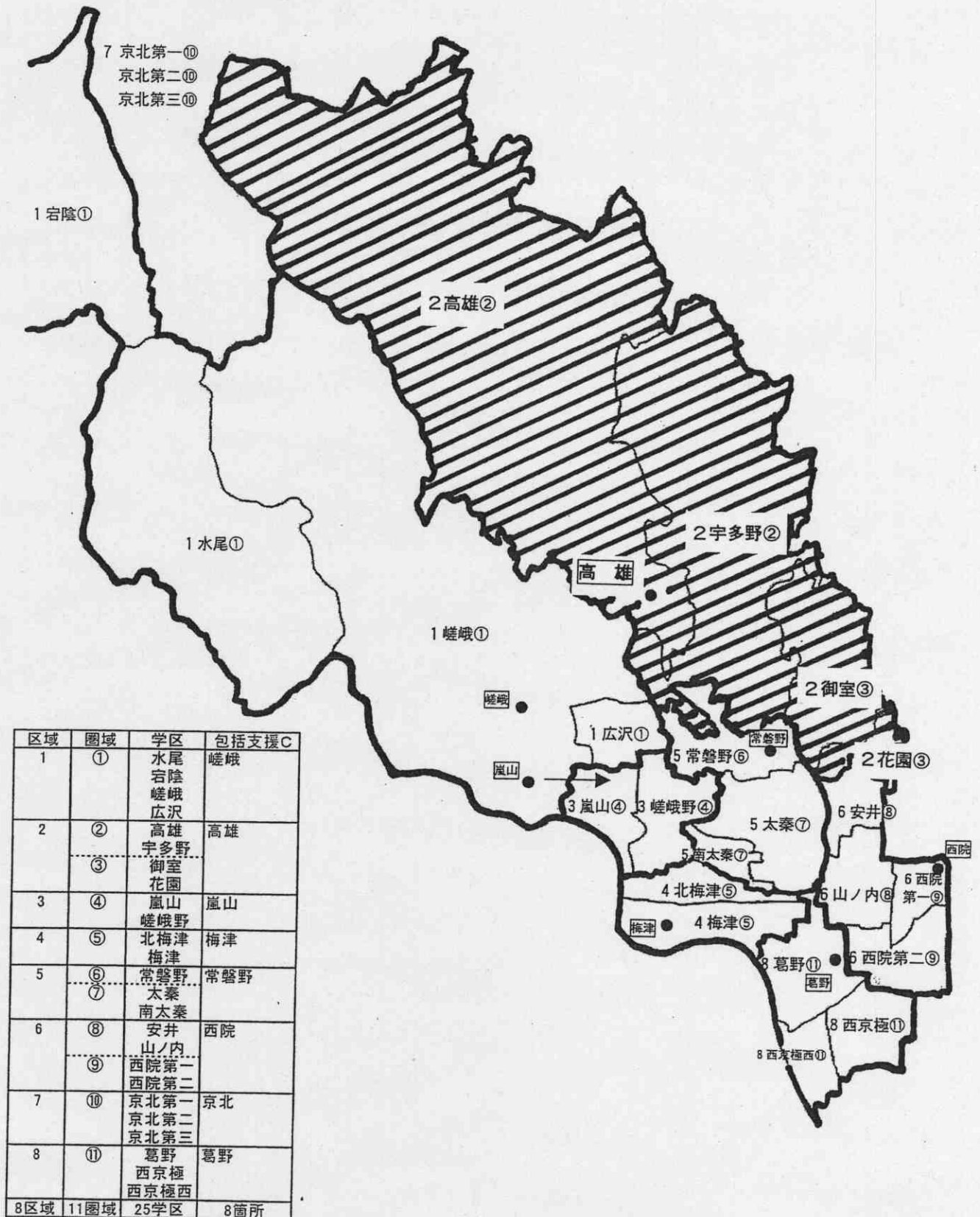
4 委託法人の選定方法

緊急的措置として，下記の観点から（福）健光園に委託を行うこととする。

- ・ 京都市高雄地域包括支援センターの担当圏域を分割することなく，すべての圏域を担当することが可能であり，地域住民の混乱を最小限に抑えられる。
- ・ 京都市高雄地域包括支援センターの担当圏域に隣接する圏域を担当している地域包括支援センター（京都市嵯峨地域包括支援センター）を運営しており，地域性を把握している。
- ・ 花園学区での特別養護老人ホームの整備を進めており，将来的に地域包括支援センターの拠点となることが期待できる。

地域包括支援センター担当区域（右京）

京北



地域包括支援センターの体制整備支援策

1 平成19年度地域包括支援センター運営委託料

- 運営委託料は平成18年度と同額（3名体制：1,550万円，4名体制：2,050万円）
- 担当圏域内の高齢者人口が6千人を超えるセンターについては4名体制とし，運営委託料を増額（4名体制：⑱ 2箇所 ⇒ ⑳ 10箇所）
- 「運営委託料を定額分・実績分に分ける」ことについては平成19年度は見送り，平成20年度において検討するが，「運営委託料に上乗せする実績分」について，平成19年度中に動向等を踏まえて検討

2 介護予防事業に係る普及啓発事業等の委託について

- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令の公布（平成19年1月16日）により，介護予防事業に係る普及啓発事業等を新たに地域包括支援センターへ委託することが可能となったことから，本市においても効率的な介護予防の普及を図るため，当該事業を地域包括支援センターに委託

【委託内容】

地域の高齢者（要支援認定者，特定高齢者を含む）の介護予防に対する理解を深め，効率的な介護予防の普及を図るため，地域等に出向いて，

- ・ 介護予防に関する基本的知識の普及啓発
- ・ 介護予防を普及啓発するためのパンフレット（介護予防手帳含む）の作成，配布等を実施する。

3 京都市地域包括支援センター人員配置基準等の規定について

- 全国的に専門職の確保が困難な状況にあること等から，「「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について」（平成19年1月16日付け厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長連名通知）を踏まえ，地域包括支援センターの円滑な運営を図るため，本市における人員基準を規定
- 併せて，専門職種の欠員等が生じた際に講じるべき措置や委託料の返還について新たに基準を規定

4 地域包括支援センター等職員向け法律相談ホットラインの設置について

- 地域包括支援センター等の職員が要援護高齢者に対する支援を実施するに当たり，法律に関するアドバイスや知識を得ることができるよう，弁護士による電話相談窓口を設置

【概要】

受付日時 毎週火曜日 午後1時から午後4時（祝日及び年末年始を除く）

設置場所 京都弁護士会内

対応者 京都弁護士会の高齢者・障害者支援センターに所属する弁護士

対象者 地域包括支援センター職員（職種不問），福祉事務所高齢者福祉担当者

指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援の一部の委託の取扱いについて

指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援の一部を委託することができる指定居宅介護支援事業者について、京都市地域包括支援センター運営協議会において協議を行い、要件を定めているが、指定介護予防支援の円滑な実施を図るうえで、既に定めている要件以外に、委託を認める必要があると判断される事例があることが判明したことから、要件の見直しを行う。(下波線部が新たに追加する要件)

1 原則

- 新予防給付ケアマネジメント従事者研修又は平成17年度以降に実施された介護支援専門員実務研修を修了した介護支援専門員を配置していること。
- 原則として地域包括支援センターと同一又は隣接の区・支所管内（他市町と隣接している場合は、当該市町管内を含む。）に所在していること。

2 例外

- 住所地特例施設（ケアハウス、有料老人ホーム等）に入所している本市被保険者である要支援者、又は住民票の住所地は本市であるが、他市町村に居住している要支援者について、居住地の指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合

〔※ 住所地特例施設の対象が拡大されたことに伴う対応（現在は、「住民票の住所地は～」を類推適用することにより対応している。）〕

- 聴覚障害者である要支援者に対し適切な介護予防支援を行うため、手話のできる介護支援専門員を配置している、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合
- 地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する医療機関に通院する精神疾患や難病の要支援者に対し、主治医との連携の下、円滑な介護予防支援を行うため、当該医療機関に併設されている指定居宅介護支援事業者に指定介護予防支援の一部を委託する場合
- 同一世帯の要介護者が、地域包括支援センターと同一又は隣接の区役所・支所管内以外に所在する指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援を受けていて、要支援者に対しても、同一の指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を実施することが適当であると認められる場合

〔※ 夫婦のどちらかが要介護である場合等に、同一の担当者が「世帯」として一体的に支援できるようにするための対応〕

3 適用期日

京都市地域包括支援センター運営協議会の承認を受けた日から、新たに追加した要件を適用する。

地域包括支援センターにおける指定介護予防支援の 担当件数の目安について

1 趣旨

指定介護予防支援については、国が標準担当件数を示していないため、指定介護予防支援の件数が増加する中、地域包括支援センターのその他の業務に支障が生じることが懸念される。よって、本市として適正な担当件数の目安を示し、運営法人における適切な体制整備を促す。

【目安の示し方】

適正な担当件数として、地域包括支援センター職員 3 人による担当件数と加配職員 1 人当たりの担当件数に分け、それぞれ、現実的な「標準件数」と体制整備を強く求める「上限数」を示す。

2 指定介護予防支援の担当件数の目安案

(1) 地域包括支援センター職員 3 人による担当件数

(基本方針)

地域包括支援センター職員 3 人による指定介護予防支援の担当件数は**標準 100 件、上限 120 件**とし、上限を超える場合は、職員の加配又は法人内居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員に担当させる（当該介護支援専門員に地域包括支援センターと居宅介護支援事業所を兼務させる）などの措置を採ること。

【考え方】

- 職員 1 人当たりの担当件数とはせず、職員 3 人に対する担当件数としたのは、地域包括支援センターごとに各職種による業務の分担が異なることからである。
- 平成 18 年 7 月に、各地域包括支援センターに意見を照会した結果、現行の体制による担当可能件数は平均 118 件であった。

(2) 地域包括支援センターの加配職員 1 人当たりの担当件数の目安

(基本方針)

地域包括支援センターの加配職員 1 人（常勤換算方法による）当たりの担当件数は**標準 100 件、上限 120 件**とする。

【考え方】

- 職員の加配については、介護予防支援専従の職員の配置のほか、同一法人内の職員による兼務が考えられる。後者の場合、他の居宅介護支援事業者へ委託する場合の介護支援専門員一人当たり 8 人までという制限がないため、介護予防支援を無制限に担当し、兼職の居宅介護支援の業務に支障を生じさせることがないように設定。
- 指定介護予防支援の介護報酬のみで、常勤の介護支援専門員 1 名分の人件費（社会保険料含む。）が捻出できる。

地域包括支援センター運営状況等について

1 相談件数（12月末現在）

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容別 件数(延べ)a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相談
4月	8,084	11,620	3,349	(28.8)	2,513	17
5月	10,784	15,730	4,873	(31.0)	3,000	22
6月	16,565	24,092	8,558	(35.5)	4,211	53
7月	19,361	28,587	10,220	(35.8)	5,144	38
8月	21,342	30,011	11,204	(37.3)	5,339	63
9月	21,495	29,541	11,713	(39.6)	6,261	51
10月	24,097	33,013	13,680	(41.4)	7,044	59
11月	23,769	33,289	13,153	(39.5)	7,232	93
12月	24,973	34,177	14,025	(41.0)	7,691	68
累計	170,470	240,060	90,775	(37.8)	48,435	464

2 地域ケア会議＜地域包括支援センター主催＞（11月末現在）

- ・ 主に学区単位で実施（左京区と伏見区は、圏域単位で実施）
- ・ 60センター中、49センターで第1回目を開催済み（81.7%）
- ・ 178学区中、123学区で第1回目を開催済み（69.1%）

※ 圏域で開催している左京区と伏見区の学区は除く

（左京区は未開催（準備会として学区単位で実施中）、伏見区は全圏域で開催済み）

- ・ 主な構成メンバーは、地域包括支援センター、支援（支援保護）課、民生・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会など

3 各種会議

(1) 地域包括支援センター運営会議＜福祉事務所主催＞

- ・ 概ね、毎月1回、定期的に開催
- ・ 主な構成メンバーは、地域包括支援センター、支援（支援保護）課、福祉介護課、保健所、社会福祉協議会、地域介護予防推進センターなど

(2) 専門職員会議＜地域包括支援センター主催＞

- ・ 概ね、毎月1回、定期的に開催
- ・ 半数以上の福祉事務所において、会議場所の提供、職員の参加を実施

4 地域包括支援センター運営協議会

(1) 区・支所運営協議会（2月末現在）

- ・ 延べ33回開催
- ・ 地域包括支援センターの活動報告、関係者間の情報共有、地域資源の開発等を実施

(2) 市運営協議会

- ・ 地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るための協議等を実施

5 その他（虐待問題への取組状況）

高齢者虐待防止法において、高齢者虐待の定義がされ、虐待に気づいた場合の通報、通報を受けた市町村の対応等が規定。

本市においては、平成18年度から京都市長寿すこやかセンター「高齢者110番」、地域包括支援センター及び区役所・支所で高齢者虐待の通報・届出を受け付けることとし、地域包括支援センターと区役所・支所が中心となって、当該高齢者における高齢者虐待対応協力者（保健・医療・福祉等の関係機関等）と協力・連携を図りながら、事実確認等の対応を図り、生命又は身体に重大な危険が生じている場合には、老人短期入所施設への緊急入所や老人福祉法に規定する措置等により身柄を保護。

(1) 緊急入所システムについて

とりわけ、老人福祉法に規定する措置（養護老人ホームへの措置及び老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への措置）については、京都市老人福祉施設協議会と協働し、緊急時においても迅速かつ円滑な高齢者の保護が可能となるような体制として「緊急入所システム」を構築。（平成18年11月から運用開始）

具体的には、市老協加盟の特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの当番施設（以下「当番施設」という。）を設け、措置に係る窓口を一本化し市老協のサポートのもとに当番施設と福祉事務所、地域包括支援センター等が「緊急入所サポートチーム（以下「サポートチーム」という。）を結成、協力・連携し、措置による緊急一時的な保護の体制を整える。

ア サポートチームのメンバー

- ① 福祉事務所
- ② 地域包括支援センター
- ③ 当番施設
- ④ その他関係機関（ケアマネジャー、介護保険事業所、医療機関等）

イ サポートチームの役割

- ① 家庭訪問及び情報収集等の実態把握
- ② 支援計画の検討（及び虐待事案においては養護者支援）
- ③ モニタリング（措置後も継続）
- ④ ケースカンファレンスの実施

ウ 当番施設

当番施設は、市内4ブロック（養護老人ホームは全市で1ブロック）に分割。

サポートチームの招集を決定した福祉事務所は、所管地域のブロックの当番施設を招集。

エ 実績（平成18年11月～19年1月末現在）

8名 ※措置事由：虐待（7名）、認知症（1名）

(2) 養護者による虐待について

養護者による虐待について(平成18年4月1日～12月31日)

		京都市長寿す こやかセンター	区役所・ 支所	地域包括 支援センタ ー	合計	
1	通報等 件数	30	105	116	251	
	虐待認定内数	30	64	65	159	
2	通報等 内容	身体的虐待	12	70	54	136
		介護等の放棄等	9	27	45	81
		心理的虐待	7	20	36	63
		性的虐待	0	0	0	0
		経済的虐待	14	14	34	62
3	対応状 況	事実確認	30	58	58	146
		措置入所等による保護	0	17	13	30
		面会の制限	0	1	0	1
		立入調査	0	0	0	0
		養護者の支援	0	33	28	61

養護者とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等（※）以外の者

※ 養介護施設従事者等（下記の施設や事業に従事する者）

- ・ 老人福祉法に規定する老人福祉施設、有料老人ホーム
- ・ 介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター
- ・ 老人福祉法に規定する老人居宅生活支援事業
- ・ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業